

2 車の乗り入れ部

▶ 整備基準抜粋

歩道における車の乗り入れ部を設ける場合においては、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

歩道構造形式の定義と特徴（道路の移動円滑化整備ガイドラインから）

歩道構造形式の定義を以下に示す。

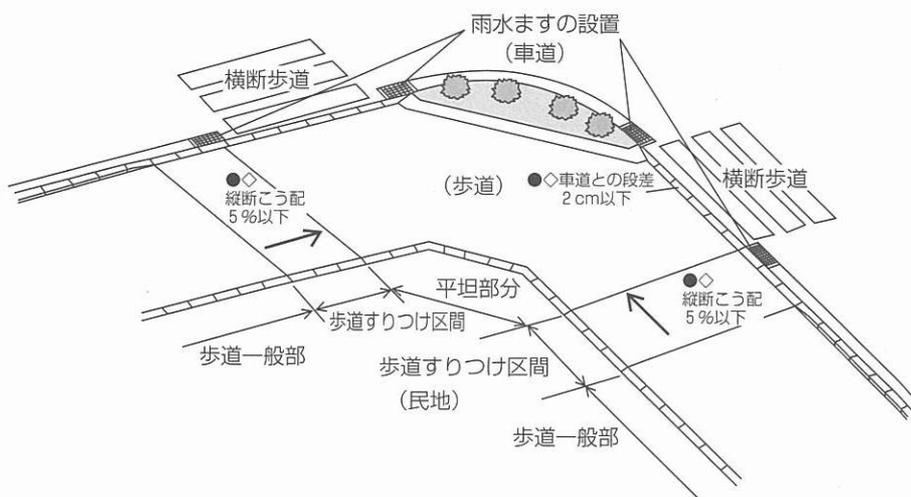
フラット：歩道等面と車道面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。

セミフラット：歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。

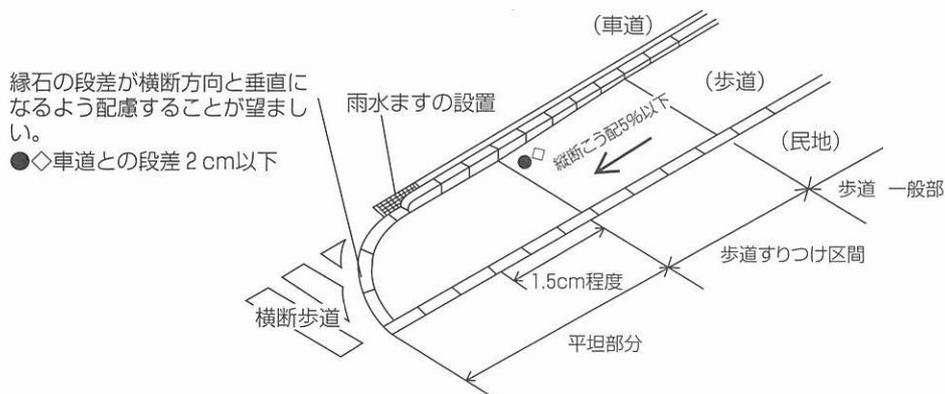
マウントアップ：歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。

		フラット	セミフラット	マウントアップ
略 図				
波打ち		○ ・発生しない。	○ ・発生しない。	△ ・発生する場合がある。
車両乗り入れ部	視 障 害 者	×	△ ・歩車道境界の確認がしづらい。	○
	車 使 用 者	○	○	△ ・すりつけこう配が発生するため、通行性が劣る。
	高 齢 者	○	○	△ ・すりつけこう配が発生するため、通行性が劣る。
	対 策	・縁石の構造による工夫が必要である。	・縁石の構造による工夫が必要である。	・有効幅員外に車両乗り入れ部を設ける。
横断歩道接続部等	視 障 害 者	△	△ ・縁石の構造によっては認識しづらい場合がある。	○
	車 使 用 者	○	△ ・フラットと比較すると通行性が劣る。(段差)	△
	高 齢 者	○	△ ・段差によりつまづく可能性がある。	△
	対 策	・横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ・縁石線により適切に区分する。 ・縁石の構造による工夫が必要である。	・横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ・縁石の構造による工夫が必要である。	・横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ・縁石の構造による工夫が必要である。 ・こう配の緩和や波打ち歩道とならない工夫が必要である。
排水処理		△	○	○
	対 策	・雨水が車道側から流入する可能性がある。 ・雨水ます等の設置が必要である。	○	○
総合評価		△	○	△

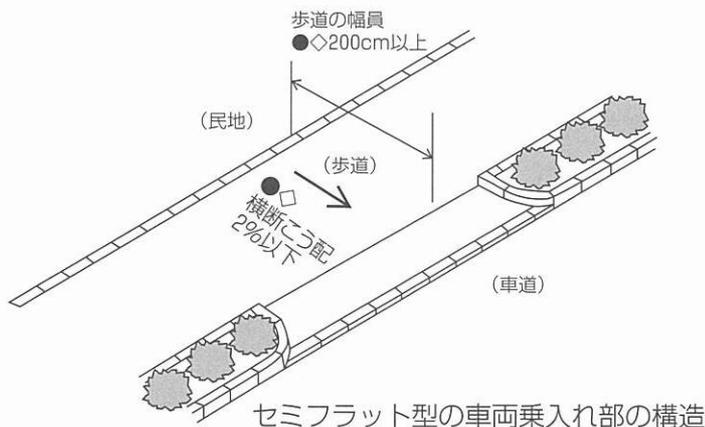
歩道等の整備例



セミフラット型の横断歩道接続部分等における構造 (交差点部)



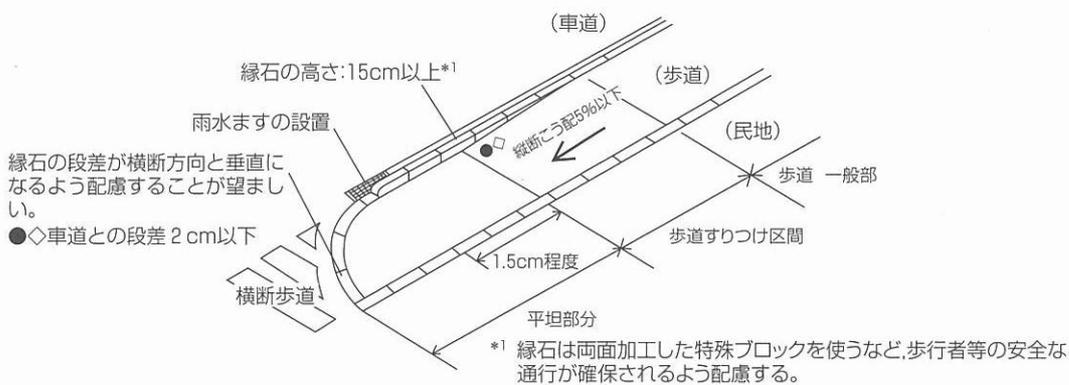
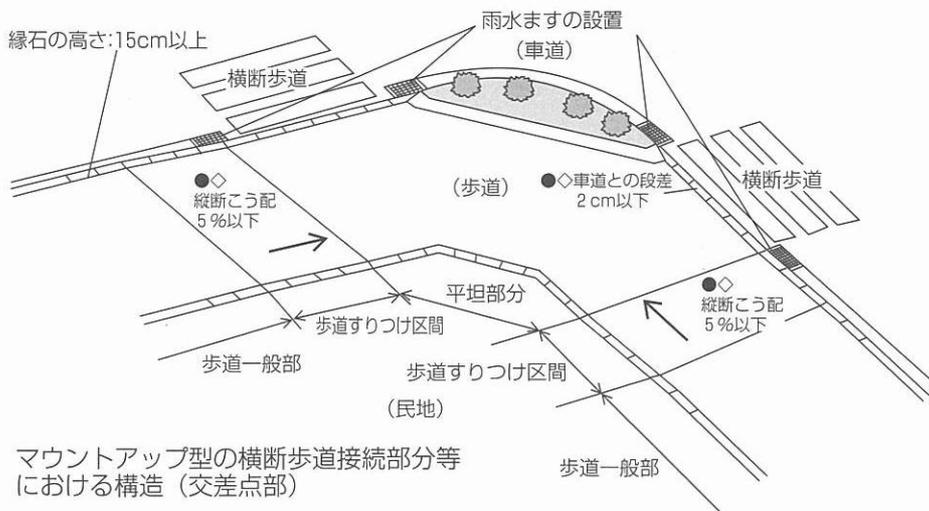
セミフラット型の横断歩道接続部分等における構造 (植樹帯等がない場合)



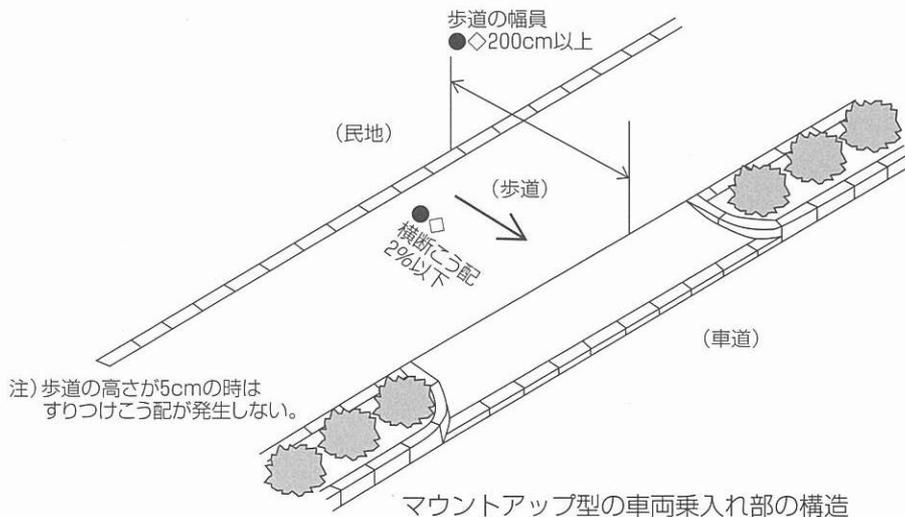
セミフラット型の車両乗入れ部の構造

- 凡例
- 印：整備基準に定めるもの
 - ◇印：目標となる基準に定めるもの
 - 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

歩道等の整備例

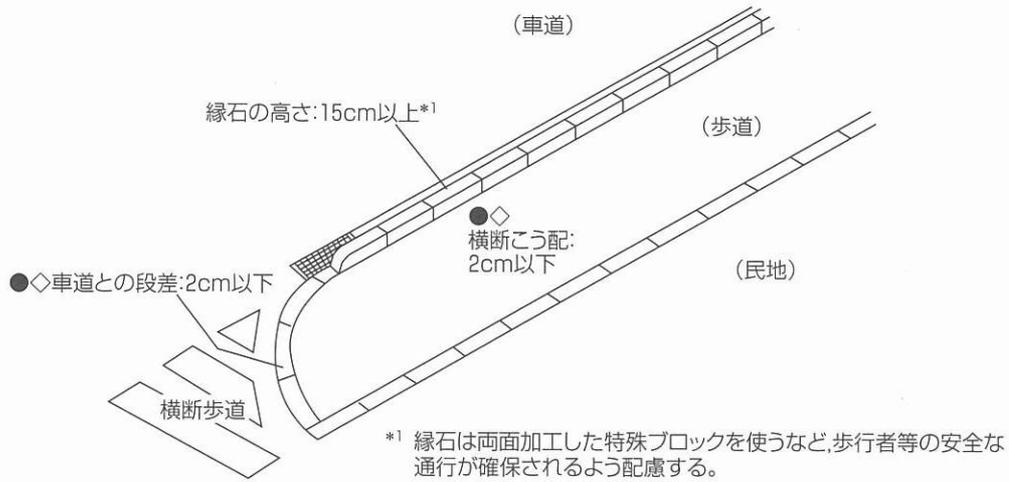


マウントアップ型の横断歩道接続部分等における構造 (植樹帯等がない場合)

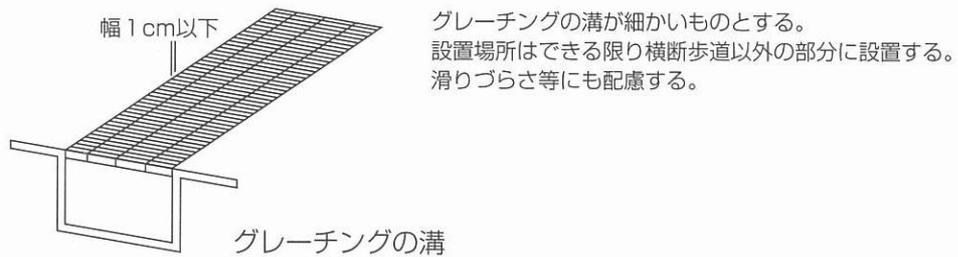


- 凡例
- 印：整備基準に定めるもの
 - ◇印：目標となる基準に定めるもの
 - 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

歩道等の整備例



フラット型の横断歩道接続部等における構造（植樹帯等がない場合）



- 凡例
- 印：整備基準に定めるもの
 - ◇印：目標となる基準に定めるもの
 - 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項